

岩手県告示第315号

県立自然公園条例（昭和33年岩手県条例第53号）第10条第1項の規定に基づき指定した折爪馬仙峡県立自然公園の特別地域の区域を次のとおり変更した。

平成21年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 変更後の特別地域

- (1) 二戸市福岡織詰の一部及び二戸市212林班の一部
- (2) 九戸郡九戸村大字江刺家9地割の一部及び九戸村128林班の一部
- (3) 二戸市石切所字小望平の全部
- (4) 二戸市石切所字牛間木、大淵、大坊平及び向川原の各一部並びに二戸市152林班、155林班及び156林班の各一部
- (5) 一戸町一戸字大越田及び大道沢の各一部並びに一戸町14林班及び15林班の各一部
- (6) 二戸市織詰の一部、二戸市209林班から211林班まで及び213林班から218林班までの全部並びに二戸市212林班の一部
- (7) 二戸市福岡の一部、二戸市177林班の全部及び二戸市176林班の一部
- (8) 九戸郡九戸村大字江刺家9地割の一部及び九戸村128林班の一部
- (9) 九戸郡軽米町大字山内33地割の一部並びに軽米町1林班及び2林班の各一部
- (10) 二戸市石切所字牛間木、内山、御伊勢堂、大淵、刈山、小間木、尻口沢、大坊平、高岩、槻木沢、土川、浪打、船石及び向川原の各一部、二戸市154林班の全部並びに二戸市151林班及び159林班の各一部
- (11) 一戸町鳥越字上野平、首戸、駒木平、平下夕及び宮古沢の各一部並びに一戸町11林班の一部

2 区域図

別紙図面のとおりに

備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県環境生活部自然保護課並びに二戸市役所、一戸町役場、軽米町役場及び九戸村役場に備えておいて縦覧に供する。